日本海新聞　令和 7年 5月 13日(火)

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

外国人労働者を雇用したら届け出を

Q 私は小売店の経営者です。今般、初めて外国人労働者を雇用しました。どのような点に気を付ければよいでしょうか。

A まず、外国人を雇用する場合は、その外国人に就労可能な在留資格があることを確認する必要があります。留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。就労が認められるためには資格外活動許可が必要です（本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内1週間あたり28時間以内など）。

そして、外国人労働者の雇い入れおよび離職の際にはその氏名、在留資格などについてハローワークに届け出ること（外国人雇用状況の届け出）が法律により義務付けられています。

届け出の対象となる外国人の範囲は、日本の国籍を有しない方で、在留資格が、「外交」「公用」「特別永住者」以外の方です。

この届け出は、雇用保険の被保険者に該当する場合は雇用保険被保険者資格取得届により、被保険者に該当しない場合は外国人雇用状況届出書により提出します。

雇用形態に関わらず届け出が必要であるため、例えば留学生の方を短期のアルバイトで雇用した場合なども届け出が必要となります。

また、外国人を雇用するに当たり疑問やご不明な点があれば、雇用管理に関するご相談を無料でお受けする外国人雇用管理アドバイザー制度もあります。

詳しくは、お近くのハローワークまたは鳥取労働局へお気軽にお問い合わせください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課
電話0857（29）1708